

(仙台市社会福祉協議会 仙台市ボランティアセンター行)

仙台市障害理解サポーター(ココロン・サポーター)養成研修 参加申込書

【申込日： 月 日】

FAX:022-216-0140

メールでお申込みの場合は、標題に「仙台市障害理解サポーター養成研修参加申込み」として下記項目を記載の上、下記アドレスまで送信ください。

ふりがな	
企業・団体・施設名 (所属名称)	
ふりがな	
担当者名	
住所	
電話番号/FAX 番号	電話番号 — — /FAX 番号 — —
メールアドレス	
希望月日(曜日)	第1希望/ 月 日() 第2希望/ 月 日()
希望時間帯	: ~ :
参加予定人数	名

※開催希望月日の1ヶ月以上前までにお申し込みください。
※お申し込みいただいた後に確認のご連絡をいたします。

【申し込み先・お問い合わせ先】

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会 仙台市ボランティアセンター
〒980-0022 仙台市青葉区五橋2丁目12-2
仙台市福祉プラザ4F
電話：022-262-7294 FAX：022-216-0140
Eメール：sendai-vc@poppy.ocn.ne.jp (申込先アドレス)



職場で...

- サービス向上に向けた取り組みとして
- どんなことが『差別的取扱い』に当たるの?

地域で...

- 『障害』について理解したい
- 誰もが暮らしやすい地域づくりのためにできることってなんだろう?

学校で...

- 授業の一環として活用したい
- どんな配慮が必要なの?

仙台市障害理解サポーター (ココロン・サポーター) 養成研修

実施企業・団体募集
講師派遣料・受講料 無料



仙台市障害理解促進キャラクター
「ココロン」

〔仙台市委託事業〕 仙台市健康福祉局障害企画課

〔受託者〕 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会
仙台市ボランティアセンター

仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ 4F
TEL 022-262-7294 FAX 022-216-0140
<http://www.shakyo-sendai.or.jp/>

背景

共生社会の実現に向けて、国は障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求める「障害者差別解消法（※1）」を平成28年4月1日に施行しました。また、仙台市でも独自の差別解消条例（※2）を制定し、障害の有無に関わらず、誰もが住みやすいまちづくりを促進するための取り組みを進めています。この研修はその取り組みの一環に位置づけられています。

※1 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※2 正式名称は「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」

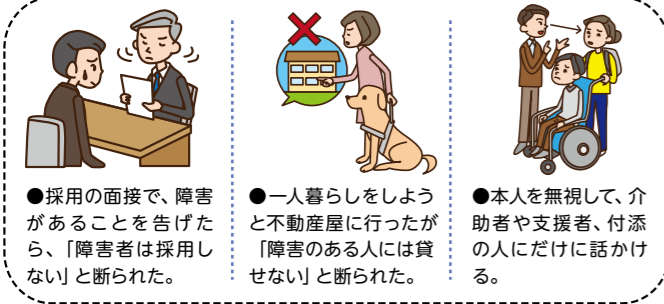
障害者差別解消法とは…

※ただし、「雇用分野（障害者を労働者として雇う場合）」については、民間事業者においても、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の両方について法的義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者（※） ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

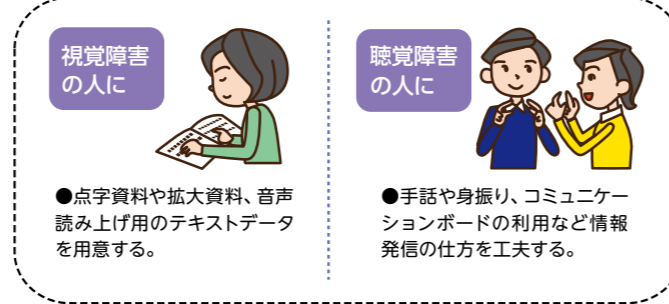
◆「不当な差別的取扱い」とは？

障害があるというだけで、正当な理由もなく不利に扱われること



◆「合理的配慮」とは？

障害のある方が安心して生活するために、困っていることや不便なことを解消するための具体的配慮（対応）のこと



研修の特徴

『仙台市障害理解サポーター（ココロン・サポーター）養成研修』は、障害に対する良き理解者を養成し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるための取り組みです。

また、企業においては、研修で学んだことを日常の営業活動や接客、商品企画などの業務に活かして顧客満足度を向上させることや、CSR（企業の社会的責任）として地域貢献活動へ繋げていくことができます。

なお、講師派遣料や受講料は一切不要です。教材も全て無料でご用意いたします。

＜研修の内容＞

①障害者が進行役となる対話式ワークショップ型プログラム

障害者が講師となり、その視点から実体験を踏まえた説明を行います。講師との対話を通じて差別や排除など社会の中にある様々な「障害」を見抜く力をつけ、それらを解決するための行動力を形成します。

②小グループでの発見型グループワーク

スクリーンに示される視覚教材を用いて、4～5人の小グループごとに考え、議論を行い、参加者自身が講師との対話を通じて答えを導き出します。対話と発見を繰り返し、参加者自身の意識改革をもたらすことを目指します。

③企業・団体等のニーズに沿ったプログラム設定

障害に対する理解度や取り組み方は様々なため、企業・団体等のニーズに合わせた内容（車いすや白杖といった実体験メニュー等）を追加して、オリジナルのプログラムを組むことが可能です。また、実際の営業場面を想定したシミュレーションなどもご相談ください。

研修の基本的な構成（例）

前半

（45分）

スクリーンに映し出されたイラスト等を見ながら講師の進行のもと『障害とは何か？』について考えます。



後半

（45分）

前半の研修を踏まえ、何が障害か、なぜ差別が生じたのか、どのように解決するのかなどをグループごとに話し合い、自分達でも出来る答えを導き出します。



※このほか、車いすや白杖体験など実体験メニューを追加できます。

受講した方に

研修実施企業または団体へ修了証を授与します！



受講生全員に、バッグ等に取り付けられるサポーターキーリングを差し上げます！



参加者の感想（H29年度モデル事業）



合理的配慮について具体的に考えたことで、日常サービスを提供する自社において何が不足しているか、考えるヒントを得た。



業務に活かすイメージはまだ出ていないが、会社としてもダイバーシティを推進しているので名前だけでなく、しっかり浸透させなければならないと思った。



障害のある方が肌で感じている社会の空気感や差別、どんなことで困るのかなどを、実体験を交えて聞くことができ、自分に置き換えて想像を広げることができた。



障害者に対する考えは個人の思いこみによるところがあると思うので、合理的配慮など、気付かされることが多いと思う。

お申し込み・お問い合わせについては裏面へ。

実施につきまして、各企業・団体へ出向いて研修を行いますので、会場のご準備をお願いいたします。